

【別紙2】

22文科初第1442号
雇児発0114第1号
平成23年1月14日

各 都道府県知事 殿

文部科学省初等中等教育局長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

子育て支援対策臨時特例交付金（安心こども基金）の運営について

標記については、平成21年3月5日20文科初第1279号・雇児発第0305005号本職通知の別紙「安心こども基金管理運営要領」（以下「運営要領」という。）により行われているところであるが、今般、運営要領の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成22年4月1日から適用することとされたので通知する。

安心こども基金管理運営要領一部改正新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>別紙</p> <p>安心こども基金管理運営要領</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>別添 (略)</p> <p>別添1～別添11 (略)</p> <p>別添12</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容等 (1) 事業の内容等 都道府県又は市町村は、次に掲げる支援について、地域の実情に応じた創意工夫のある取り組みを実施する。 ①～③ (略) ④ 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に伴う児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支援 ⑤～⑪ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 留意事項 次に掲げる費用については、対象としないものとする。 (1) 個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する事業(2の(1)の④の事業を除く。) (2)～(6) (略)</p> <p>別添13～別添22 (略)</p> <p>(別表) (略)</p> <p>(別紙様式) (略)</p>	<p>別紙</p> <p>安心こども基金管理運営要領</p> <p>第1～第6 (略)</p> <p>別添 (略)</p> <p>別添1～別添11 (略)</p> <p>別添12</p> <p>1 (略)</p> <p>2 事業の内容等 (1) 事業の内容等 都道府県又は市町村は、次に掲げる支援について、地域の実情に応じた創意工夫のある取り組みを実施する。 ①～③ (略) ④ 平成22年度における子ども手当の支給に関する法律の施行に伴う児童福祉施設に入所する子ども等への特別の支援 ⑤～⑪ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>3～4 (略)</p> <p>5 留意事項 次に掲げる費用については、対象としないものとする。 (1) 個人に金銭給付を行い、又は保育料等個人の負担を直接的に軽減する事業 (2)～(6) (略)</p> <p>別添13～別添22 (略)</p> <p>(別表) (略)</p> <p>(別紙様式) (略)</p>